

農業祭等に係る埼玉県秩父農林振興センター所長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 秩父農林振興センターは、農業祭、品評会及び共進会（以下「農業祭等」という。）において優秀な成績を収めた者に対して、埼玉県秩父農林振興センター所長賞（以下「所長賞」という。）を交付する。

(対象農業祭等)

第2条 交付対象の農業祭等は、概ね市町村以上をその区域とする団体が主催するものとする。

(交付条件)

第3条 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 品評会等の出品者に対し交付するものであること。
- (2) 開催要綱、審査要領等が明文化されていること。
- (3) 原則として、審査員に秩父農林振興センター職員を含むこと。
- (4) 出品点数が相当数あること。
- (5) 交付点数は、複数の場合、原則として1部門1点とすること。
- (6) 新たに所長賞を申請しようとする場合は、事前に秩父農林振興センターと協議すること。

(交付申請)

第4条 農業祭等の主催者は、秩父農林振興センターに次の事項を記載した交付申請書（様式第1号）を表彰行事開始（審査日基準）の2週間前までに到着するよう提出するものとする。

- (1) 表彰行事の名称
 - (2) 表彰行事の期日
 - (3) 表彰場所
 - (4) 所長賞交付希望点数（複数の場合はその内訳）
 - (5) 部門別出品点数及び表彰点数（前回実績及び今回予定を記載する）
- 2 交付申請書には次の資料を添付するものとする。
- (1) 開催要綱又は実施要領等
 - (2) 審査要領等及び審査員名簿
 - (3) 予算書

(所長賞の交付)

第5条 所長賞状への受賞者氏名等の記載は、農業祭等の主催者で行うものとする。

2 所長賞の授与は、原則として秩父農林振興センターが行うものとする。

(受賞者の報告)

第6条 農業祭等の主催者は、表彰行事の終了後1か月以内に次の事項を記載した受賞者報告書(様式第2号)を秩父農林振興センターに提出するものとする。

- (1) 受賞者の氏名及び住所
- (2) 受賞部門及び品目
- (3) 所長賞審査対象点数
- (4) 審査経過

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

様式第1号

番 号
日 付

(あて先)

埼玉県秩父農林振興センター所長

主催者
住 所
氏 名

埼玉県秩父農林振興センター所長賞交付申請書

このことについて、下記のとおり埼玉県秩父農林振興センター所長賞の交付を申請します。

記

- 1 表彰行事の名称
- 2 表彰行事の期日
- 3 表彰場所
- 4 所長賞交付希望点数
- 5 部門別出品点数及び表彰点数（別紙のとおり）

様式第2号

番 号
日 付

(あて先)

埼玉県秩父農林振興センター所長

主催者

住 所

氏 名

埼玉県秩父農林振興センター所長賞受賞者報告書

年 月 日付け秩農振第 号で秩父農林振興センター所長賞の交付を受けた（表彰行事名）において下記の者が秩父農林振興センター所長賞を受賞しましたので報告します。

記

部 門	品 目	住 所	氏 名	所長賞 審査対 象点数
審査経過				

注：審査経過は必ず記入すること。

表彰行事終了後1か月以内に提出すること。

参考様式

部門別出品点数及び表彰点数

部門	出品点数		表彰点数					
	前回	今回	所長賞		その他			
			前回	今回	種類		前回	今回
					○ ○ 賞			
					△ △ 賞			
					□ □ 賞			
					○ ○ 賞			
					△ △ 賞			
					□ □ 賞			
					○ ○ 賞			
					△ △ 賞			
					□ □ 賞			
					○ ○ 賞			
					△ △ 賞			
					□ □ 賞			
合計					○ ○ 賞			
					△ △ 賞			
					□ □ 賞			